

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

なお、仙台局における各センターの対象となる税務署等については、裏面をご覧ください。

おって、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。  
また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○ 仙台国税局における内部事務のセンター化の対象となる税務署

1	名 称	仙台国税局業務センター ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 仙台業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1-1 仙台北税務署内
	対象署	仙台北税務署・仙台中税務署・仙台南税務署・石巻税務署・塩釜税務署 古川税務署・気仙沼税務署・大河原税務署・築館税務署・佐沼税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 米沢税務署・鶴岡税務署・酒田税務署・新庄税務署・長井税務署
	行政指導事務等の集約処理	業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、仙台国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

2	名 称	仙台国税局業務センター盛岡分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 盛岡業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3
	対象署	青森税務署・弘前税務署・黒石税務署・盛岡税務署・宮古税務署 水沢税務署・花巻税務署・久慈税務署・釜石税務署・二戸税務署 秋田南税務署・秋田北税務署・大曲税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 八戸税務署・五所川原税務署・十和田税務署・むつ税務署 大船渡税務署・一関税務署・能代税務署・横手税務署・大館税務署 本荘税務署・湯沢税務署
一部事務の集約処理	業務センター盛岡分室の一部の業務を仙台国税局業務センター盛岡分室青森事務室（青森税務署内）及び仙台国税局業務センター盛岡分室秋田南事務室（秋田南税務署内）において実施しています。 ※ 書面により申告書等を提出する場合は、 <u>仙台国税局業務センター盛岡分室へ郵送願います。</u>	

3	名 称	仙台国税局業務センター山形分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 山形業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒990-8601 山形市大手町1-23 山形税務署内
	対象署	山形税務署・寒河江税務署・村山税務署

4	名 称	仙台国税局業務センター福島分室 ※ 令和8年7月10日から「仙台国税局 福島業務センター」に名称変更します。
	所在地及び郵送先	〒960-8509 福島市森合町16-6 福島税務署内
	対象署	福島税務署・郡山税務署・二本松税務署 ※ 次の税務署が令和8年7月10日から新たに対象署となります。 会津若松税務署・いわき税務署・白河税務署・須賀川税務署 喜多方税務署・相馬税務署・田島税務署

※ 電話番号については、令和8年7月10日以降、国税庁ホームページに掲載します。